

消防危第 98 号
平成 6 年 11 月 28 日

各都道府県知事 殿

消防庁長官

甲種危険物取扱者試験の受験に係る運用基準について (通知)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成 6 年自治省令第 43 号)及び化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者等が甲種危険物取扱者試験の受験資格を有する学校を定める件(消防庁告示第 8 号)が、本日公布され、平成 7 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

これに伴い、甲種危険物取扱者試験の受験に係る運用基準を別紙のとおり定めたので、貴職におかれては内容を御理解のうえ、その運用に遺憾のないようお願いする。

なお、これに伴い、昭和 60 年 3 月 28 日付け消防危第 39 号各都道府県知事あて消防庁長官通達「危険物取扱者試験受験資格認定基準について」は廃止する。

甲種危険物取扱者試験の受験に係る運用基準

消防法第 13 条の 3 第 4 項の規定による甲種危険物取扱者試験の受験については、下記により運用するものとする。

なお、本運用基準において、次のとおり略称を用いたので承知されたい。

消防法(昭和 23 年法律第 186 号)…法

危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号)…規則

化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者等が甲種危険物取扱者試験の受験資格を有する学校を定める件(平成 6 年消防庁告示第 8 号)…告示

記

1 法第 13 条の 3 第 4 項第 1 号及び規則第 53 条の 2 第 1 号の化学に関する学科又は課程は、次のとおりとする。

- (1) 化学科
- (2) 応用化学科、反応化学科又は合成化学科
- (3) 工業化学科又は化学工業科
- (4) 化学工学科又は化学機械科
- (5) 電気化学科
- (6) 燃料化学科

- (7) 窯業化学科
- (8) 色染化学科
- (9) 醱酵化学科
- (10) 繊維化学科
- (11) 農芸化学科又は林産学科
- (12) 生物化学科
- (13) 高分子学科又は高分子化学科
- (14) 物質工学科又は物質化学工学科
- (15) 資源化学科又は環境化学科
- (16) 薬学科、製剤学科、製薬学科、製薬化学科、厚生薬学科、衛生薬学科、生物薬学科又は製造薬学科
- (17) その他専門科目として大学、短期大学、高等専門学校又は規則第 53 条の 2 第 1 号に掲げる学校(告示第 1 号に掲げる学校を含む。)が設けた授業科目の必修科目(準必修を含む。)のうち、化学に関する授業科目が単位数において 50%を超える学科又は課程

(備考)

1 学科の名称に代えて、「部門」又は「専攻」の名称を用いるものは、学科又は課程とみなす。

2 単位数の計算については、大学設置基準、短期大学設置基準又は高等専門学校設置基準によるほか、これらの適用がないものについては、規則第 53 条の 2 第 3 号の計算方法によるものとする。

3 化学に関する授業科目とは、無機化学、有機化学、応用化学、物理化学その他の化学に関する分野と認められる講義、演習、実験、実習及び実技をいう。(規則第 53 条の 2 第 2 号、第 3 号及び第 5 号において同じ。)

2 法第 13 条の 3 第 4 項第 2 号の実務経験については、取り扱った危険物の類別は問わないものとする。

3 法第 13 条の 3 第 4 項第 2 号の実務経験の期間については、危険物を取り扱った期間が継続していないときは、危険物を実際に取り扱った期間を通算し、算定するものとする。

4 規則第 57 条第 1 号の受験資格を有することを証明する書類は、次のとおりとする。

(1) 法第 13 条の 3 第 4 項第 1 号に掲げる者にあつては、学校長の卒業証明書又は単位修得証明書

(2) 法第 13 条の 3 第 4 項第 2 号に掲げる者にあつては、当該者が有する乙種危険物取扱者免状及び実務経験に関する事業主の証明書